

鳥取市補助金カルテ

NO.	348	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市教育福祉振興会運営費補助金				
概要	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が運営する教育文化福祉施設の運営経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1202）生涯学習の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	福祉文化会館及び国府町体育館の適切な運営管理の維持				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費	
歳出事業名	教育福祉振興会等補助金					
R 8 予算	67,133千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	教育福祉振興会運営費補助	52,259千円		R 7 (見込)	1	62,044
	国府町体育館運営費補助	14,874千円		R 6	1	61,030
				R 5	1	58,586
				R 4	1	57,994
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会
交付要件	教育文化の振興と住民福祉の増進に寄与する、一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が行う教育文化施設の設置運営及び受託運営事業であること。
対象経費	一般財団法人鳥取市教育福祉振興会が行う教育文化施設の設置運営及び受託運営に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	70.4%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-4 継続した施設の適切な運営管理のため市の補助が必要。 2-5, 2-7 自主財源は施設利用料が主であり、継続した施設の適切な運営管理のため市の補助が必要。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助率について検討すること。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上、対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	349	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	青少年育成鳥取市民会議運営費補助金				
概要	青少年育成鳥取市民会議の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1202）生涯学習の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	青少年健全育成に取り組む活動団体数 6団体				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費	
歳出事業名	青年団体育成費補助金					
R8予算	1,635千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	各地区協議会助成金1,170千円(30千円×39地区)、青少年のための 明るいまちづくり事業費 140千円(70千円×2地区)、青年団体 補助(青年団体活動助成)180千円(30千円×6団体)、「家庭の 日」作文コンクール事業費 145千円			R7 (見込)	1	1,635
				R6	1	1,700
				R5	1	1,665
				R4	1	1,575
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	青少年育成市民会議
交付要件	青少年育成鳥取市民会議の地域における青少年の非行防止や環境浄化等を推進し、青少年のための明る いまちづくりを実現するための活動であること
対象経費	報償費、需用費、役務費、委託料、補助金、その他市長が特に必要と認める経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	60.8%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5, 2-7 補助対象事業費の大半が登録団体への助成金であり、自主財源だけでは事業執行が困難なため。
公益性	-
公平性	4-2 青少年育成鳥取市民会議規約の第2条で定められている。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助率について検討すること。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上で上限設定なし。本市が事務局を担っている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	350	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	子どもフェスティバル補助金				
概要	鳥取市子ども会連合会が実施する「子どもフェスティバル」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1202）生涯学習の推進				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	イベント参加者数 600人				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費	
歳出事業名	子どもフェスティバル開催運営事業費補助金					
R8予算	80千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	事業費200千円 ①市補助金80千円 ②自主財源120千円 ※R7年度交付申請より			R7 (見込)	1	80
				R6	1	80
				R5	1	80
				R4	1	66
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市子ども会連合会
交付要件	鳥取市子ども会連合会
対象経費	子どもフェスティバルの運営に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 補助金以外の財源が少なく、補助金交付がないと運営困難となるため。
公益性	-
公平性	4-1 子どもの健全育成と福祉増進に寄与することを目的に市内全域の子どもたちを対象とした事業の補助である。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	同額交付が継続しており金額の妥当性について検討すること。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	351	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市PTA連合会補助金				
概要	鳥取市PTA連合会の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1202）生涯学習の推進				
創設年度	H31	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	PTAが実施する社会教育活動 年3回				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費	
歳出事業名	PTA育成費					
R8予算	200千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	事業費400千円 市補助金200千円、自己財源200千円			R7 (見込)	2	200
				R6	2	200
				R5	2	200
				R4	2	200
補助率・補助額	2分の1			上限額	200千円	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市PTA連合会
交付要件	鳥取市PTA連合会
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料、賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	40.2%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	4-1 市立学校PTAの連合組織の社会教育活動に対しての上限額を定めている補助であり、連合組織が同団体のみであるため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	同額交付が継続しており金額の妥当性について検討する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	352	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金（協働のまちづくり一括交付助成事業）				
概要	地域運営組織が行う、地域課題の解決につながる活動や地域コミュニティの維持や活性化に向けた活動等に対する交付金。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1202）生涯学習の推進				
創設年度	R1	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	生涯学習事業の取り組む地域運営組織数 20地区				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育総務費		
歳出事業名	生涯学習推進事業費（生涯学習・スポーツ課）						
R 8 予算	12, 605千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 8 予算 積算根拠	484, 800円×26地区=12, 604, 800円			R 7 (見込)	20	9, 696	
				R 6	14	6, 788	
				R 5	13	6, 303	
				R 4	11	5, 333	
				補助率・補助額			10分の10
特定財源				上限額	485千円		

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	地域運営組織
交付要件	協働推進課へ申請し承認を得た地域運営組織（協働のまちづくり支援宣言を受けた組織）。ただし、組織の一部が鳥取市公民館条例施行規則第4条に定める公民館運営委員会の役割を有する者に限る。
対象経費	報償費・謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料等（※生涯学習事業部分）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告時の実地検査で事業内容が判別できる資料や領収書等を確認している。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 事業費が補助金のみもしくは補助金が占める割合が高く、補助金がなければ生涯学習事業の実施に支障が生じるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	353	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0858-89-1011
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金				
概要	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1202）生涯学習の推進				
創設年度	H18	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	アストロ分団のイベント等での活動回数 年12回				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育施設管理費	
歳出事業名	さじアストロパーク企画イベント等事業費					
R8予算	50千円					
R8予算 積算根拠	市補助金:50,000円、会費:58,000円、雑入:6,748円 予定事業費114,748円であり収支状況一覧より積算					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	1	50		
		R6	1	50		
		R5	1	50		
		R4	1	50		
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団
交付要件	青少年の星や宇宙への好奇心、冒険心及び探検心を育てることを目的目的を達成するためにアストロ分団が実施する事業
対象経費	行事・研修に要する経費、その他アストロ分団の運営に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告に添付された収支報告及び領収書等の証憑を確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5, 2-7 自己財源が少ないため活動には本補助金が必要。会費を徴収しているが日本宇宙少年団の登録料となっている。
公益性	-
公平性	4-1 予算の範囲内で交付。宇宙や科学に関する活動を通してグローバル社会を担う人材育成を行う県内唯一の分団である。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。特定団体への同額交付が複数年続いている。明確な対象経費が示されていない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	354	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市スポーツ協会運営費補助金				
概要	鳥取市スポーツ協会の運営費補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1203）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	事業実施加盟団体数 32団体				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	市スポーツ協会等運営補助金					
R8予算	18,266千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	加盟団体育成費1,316千円、県スポレク祭派遣補助475千円、スポーツ力向上助成金2,980千円、スポーツ少年団育成事業1,590千円、地域スポーツ振興事業4,038千円、職員人件費7,110千円、スポーツ指導者登録560千円、県スポーツ協会負担金90千円、事務費等107千円			R7 (見込)	1	17,853
				R6	1	13,450
				R5	1	12,647
				R4	1	11,872
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市スポーツ協会
交付要件	鳥取市スポーツ協会
対象経費	スポーツ関係機関や団体等と連携して実施するスポーツに関する施策の企画及び運営に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	○	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	67.4%	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	有	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
合規性	-
3 E	2-5, 2-7 本補助金が協会の主な収入であり、協会の円滑な運営や各事業の実施のために必要であるため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。補助対象経費に人件費が含まれている。補助対象経費が詳細に定められていない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	355	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市スポーツ推進委員協議会補助金				
概要	鳥取市スポーツ推進委員協議会の活動に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1203）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H13	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	R8イベント等協力動員450人、R8研修会等参加者200人				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費		
歳出事業名	スポーツ推進委員活動費						
R8予算	640千円						
R8予算 積算根拠	640千円（スポーツ安全保険加入料、機関紙印刷製本費、通信費運搬費、全国・中国研修参加費、研修会開催費）				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R7 (見込)	1	640
					R6	1	640
					R5	1	640
					R4	1	640
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市スポーツ推進委員協議会
交付要件	鳥取市スポーツ推進委員協議会
対象経費	スポーツ推進委員の資質の向上を図り、有機的な活動を促進する活動に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	30.1%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 スポーツ推進員から徴収する会費だけでは協議会の運営を行うことが困難なため。
公益性	-
公平性	4-1 会員数に大きな増減がなく市民スポーツ振興への寄与のため例年同規模の研修・事業実施するため。 4-2 鳥取市スポーツ推進委員協議会規約第1条に記載されているため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	上限額について検討。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率1/2以上である。対象経費が詳細に定められていない。特定団体への同額交付が続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	356	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市小中学生スポーツ全国大会等出場補助金				
概要	鳥取市スポーツ協会に対し、小中学生スポーツの全国大会への出場経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1203）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	R5	終期	R8年度末で効果検証		
効果目標	全国大会に出場する選手等の数 251名				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	小学生等スポーツ全国大会出場補助金					
R8予算	1,255千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	5千円×251人=1,255千円			R7 (見込)	251	2,508
				R6	251	2,499
				R5	232	2,320
				R4	153	1,508
補助率・補助額	10分の10			上限額	5千円	
特定財源						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市スポーツ協会
交付要件	小中学生を対象とし、次のいずれにも該当する大会等に選手等を派遣する事業。（1）次のいずれかに該当する大会であること。日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する団体が主催する大会、または派遣を決定した大会、その他上記に準ずる大会として市長が認める大会（2）大会開催要項等に位置付けられた県単位以上の予選会を有する大会
対象経費	交通費及び宿泊費、選手又はその所属する団体が指定する口座への振込手数料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 大規模大会は遠方開催が多数のため本市から出場する負担軽減を図る必要がある。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	上限額の見直しは行われたが補助率1/2以上となっている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	357	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8427
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域体育会連合会運営費補助金				
概要	鳥取市地域体育会連合会の運営補助				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1203）スポーツ・レクリエーションの振興				
創設年度	H29	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	地域スポーツイベント開催 52地区				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	保健体育費	目	体育振興費	
歳出事業名	市スポーツ協会等運営補助金					
R8予算	8,383千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R8予算 積算根拠	地域体育会連合会事業 8,383千円 (内訳) 市民スポーツ大会参加費89.5千円×44地区 地区スポーツイベント開催費70千円×54地区 学校体育施設開放関係調整費15千円×40地区 事務費65千円			R7 (見込)	1	8,808
				R6	1	7,929
				R5	1	7,802
				R4	1	6,776
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市地域体育会連合会
交付要件	鳥取市地域体育会連合会
対象経費	市民相互の親睦と健全なスポーツレクリエーション活動の運営に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	86.5%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由	
法規性	-
3 E	2-5, 2-7 本補助金が団体の主な収入であり円滑な運営や各事業の実施のために必要であるため。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市地域体育会連合会会則第2条に定められているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。補助対象経費が詳細に定められていない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	358	担当課	生涯学習・スポーツ課	外線	0857-30-8426
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市青少年伝統芸能等継承活動支援事業補助金				
概要	本市の子どもが伝統芸能の継承・保存活動のため、地域の伝統行事や祭りへ参加する事業を支援。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策1202）生涯学習の推進				
創設年度	H24	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	イベント参加者数 200人				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	社会教育活動費
歳出事業名	青年団体育成費補助金				
R8予算	200千円				
R8予算 積算根拠	200千円×1件=200千円				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R7 (見込)	1	200	
		R6	1	200	
		R5	1	39	
		R4	0	0	
補助率・補助額	10分の10				
上限額	設定なし				
特定財源					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市子ども会連合会
交付要件	伝統芸能の継承・保存活動のため地域の伝統行事や祭りに参加する事業
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用費及び賃借料、負担金(食糧費、役員報酬、接待費は対象外)
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-7 補助金以外の財源が少なく、運営が困難となるため。
公益性	-
公平性	4-1 伝統芸能の継承・保存活動のため子どもたちの行事や祭り参加経費のうち自主財源を除く最低限の経費を補助しているため。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	同額交付が継続しており金額の妥当性について検討する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率1/2以上、同額交付が続いている。